

千苧水源池に係る環境基準（全りん）について（案）

平成14年4月千苧水源池について、湖沼Ⅱ類型(全りん 0.01mg/L)の指定をするとともに暫定目標（全りん 0.019mg/L、目標年度：平成17年度）を設定した。

また、平成29年3月に平成32年度を目標年度とする暫定目標延長の告示を行った。

この度、暫定目標年度が到来したことから、令和2年度末現在の千苧水源池の水質状況と水質保全対策の実施状況を踏まえ、暫定目標の取扱いについては以下のとおりとする。

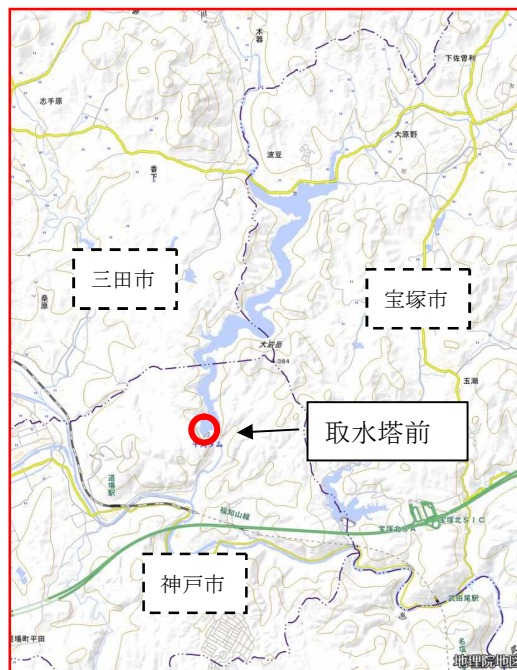
（1）暫定目標

全りん濃度は環境基準（0.01mg/L）超過の状態にあり、かつ、年度により濃度変動が大きく、類型指定後の19年間（平成14年度～令和2年度）、安定的に暫定目標（0.019mg/L）を下回る状況ではない。

このため、暫定目標は、全りんにつき0.019mg/L（現行と同じ）、目標年度は令和7年度とし、（2）に示す水質保全対策を講じていくこととする。

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	暫 定 目 標 (令和7年度)
千苧水源池	湖沼Ⅱ (0.01mg/L以下) (全窒素の項目の基準値を除く)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全りん 0.019mg/L

類型は引き続き『湖沼Ⅱ類型』（全りんのみ）とし、環境基準点は「取水塔前」とする。



(2) 水質保全対策

① 水源池対策等

- ア 取水塔付近の底質からのりん溶出を抑制するため、底層水循環装置4基を連続稼働する。また、底質からのりん溶出や中層域の貧酸素化を抑制するため、中層曝気装置2基を貧酸素層が形成される春季から秋季にかけて稼働する。
- イ 水源池から直接的に窒素・りんの除去を図るため、水源池内に生息する魚類を捕獲し、水源池に繁茂する水生植物の伐採除去を行う。
- ウ 流木からの窒素・りんの溶出や流木の腐敗による水質の悪化を防ぐため、洪水時等により水源池に流入した流木等の除去を行う。
- エ 水源池周辺の開発行為等を制限するため、水源保全用地を取得する。
- オ 洪水期のうち7～9月に、治水活用を目的に1m水位を低下させる。その際、アオコの発生しやすい表層や全りん濃度の高い底層付近から水を放流することで水源池内の水質改善を図る。

② 生活排水対策

農業集落排水処理施設への接続等生活排水対策を推進する。

また、「羽束川・波豆川流域の水質保全事業」により合併浄化槽の管理費用の一部を助成するとともに、(一社)兵庫県水質保全センターとも連携し、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底と浄化槽等の知識の普及啓発を図る。なお、管理が不十分な施設に対しては立入検査等を実施し、適正な管理の指導を行う。

③ 農林関係

- ア 農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地球温暖化の防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の推進、施肥量の適正化、化学肥料の使用の抑制等による環境負荷の軽減等に配慮した環境創造型農業の導入を推進する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	(H11 法律第110号)
兵庫県持続性の高い農業生産方式導入指針	(H12 制定)
ひょうごのやさしい施肥・土づくり推進要領	(H12 制定)
環境と調和のとれた農業生産活動規範	(H17 農林水産省)
有機農業の推進に関する法律	(H18 法律第112号)
兵庫県環境創造型農業推進計画	(H21 制定)
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	(H26 法律第78号)

イ 家畜ふん尿については「家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(H11 法律第 112 号)に基づき、堆肥化施設の維持管理や適正な堆肥の利用、適正な保管方法等の普及啓発活動を促進する。

ウ 森林については、「新ひょうごの森づくり」や「災害に強い森づくり」等により、里山林の整備、人工林の間伐等を推進し、水源涵養機能の向上、表土流出の防止を図る。

④ 産業排水対策

水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する特定事業場のうち、日平均排水量 30 立方メートル以上に対し立入検査等により排水基準の遵守を徹底する。

その他の事業場に対しても、排水処理施設の設置や適正な維持管理等必要な措置を講じるよう指導する。

⑤ 普及啓発

水源池の水質改善のためには、流域内における地域住民の理解と協力が不可欠であることから、神戸市、三田市、宝塚市内の住民等を対象とした「羽束川・波豆川流域の水質保全事業」により、水質保全の啓発、環境学習、生活排水処理の推進や河川環境美化、家庭でできる対策等、広域的かつ継続的な取り組みに関する情報発信及び普及啓発を行う。

また、公共用水域の水質測定結果等をホームページ等で公表し、羽束川・波豆川・千苺水源池の状況を発信し、流域住民等の水質保全に対する意識の高揚を図る。

⑥ 調査・研究の推進

公共用水域水質測定計画等により千苺水源池へ流入する河川や水源池内の水質調査を実施するとともに、河川水流入部に水質自動監視装置を設置し、水源池に流入する水質の監視を行う。

また、気候変動や治水事業による放流が水質に及ぼす影響について調査する。

⑦ 千苺水源池環境保全連絡会議による連携

平成 29 年度に設置した、県及び流域市町の関係部局による「千苺水源池環境保全連絡会議」において、各種対策に連携して取組むとともに実現可能な対策について検討し、その進捗状況等を共有する。